

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年2月2日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	中西裕一
同	梶原一哉

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 公益社団法人 徳島市シルバー人材センター
(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成29年4月1日から10月31日までに執行した財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
 - (2) 設立年月日 昭和57年3月17日
 - (3) 事務所 徳島市佐古四番町12番10号
 - (4) 職員数 21人(正規職員8人、嘱託職員13人)
 - (5) 徳島市からの補助金(運営費等補助)

平成29年度予算額	7,506,000円
10月末現在収入済額	7,506,000円
 - (6) 指定管理
 - ア 施設名 徳島市立考古資料館
 - イ 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
 - ウ 指定管理料 平成29年度指定管理料 31,609,000円

第2 監査の実施期間

平成29年11月15日から平成30年1月26日まで

第3 監査の方法

財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

公益社団法人徳島市シルバー人材センターにおける財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な指摘事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。